

◆二十九番(今井光子) (登壇) 日本共産党の今井光子でございます。多くの皆様にご心配をおかけいたしましたがおかげさまですっかり元気になりました。きょう一般質問に立たせていただくことができましたことを本当にうれしく思っております。ありがとうございます。

ただいまから、知事、健康福祉部長、こども・女性局長、農林部長に一般質問をさせていただきます。簡潔なるご答弁をよろしくお願いいたします。

再生可能エネルギーの導入につきまして知事に伺います。

八月十九日から二十一日まで、奈良県議会脱原発議員連盟で福島県に行っていました。原子力発電所事故の悲惨さは、報道などでは知っているつもりでしたが、現地に立ってこの目で見たときに、改めて自然災害とは異なる原発災害の恐ろしさを実感しました。浪江町の馬場積町議会議員の案内で、飯館村、南相馬市、浪江町を見てまいりました。三・一一のままゴーストタウンになった町。草に埋もれた線路。誰もいない駅。畑に乗り上げた船。作物をつくれない荒れ果てた農地。四月から職員が戻ってきた浪江町役場はまだ水も使えず、町の除染はたった二%です。福島県では、原発事故で死んだ人はいないという高市自由民主党調会長の発言に対して、現実を知らなさ過ぎるとの怒りを聞いてきました。

地震発生は三月十一日午後二時四十六分と聞いておりましたが、浪江町の時計は二時三十八分ととまったままでした。直後に消防団が救援に入り、助けてというたくさんの声に、すぐ、くるからと言いつ残した直後、三月十二日の原子力発電所事故によって立ち入り禁止の区域になり、今でもその声が耳から離れないと聞きました。施設や病院からの移動中に亡くなった方、一時帰宅で絶望して自殺された方、お墓に避難しますと焼身自殺された八十八歳の女性など、二千六百人の関連死の半分が福島の県民です。浪江町の請戸小学校もあの日のまま。鳥のすみかになっている立派な木造の体育館。教室の黒板には、支援に来たたくさんの人の思いがびっしり書かれていました。東電のバカヤロー。あれから二年。三・一一のままの請戸。絶対復興させてやる。あきらめたらそこで試合終了だぞ。自衛隊も機動隊も、新日本婦人の会の方も、青年も卒業生も、たくさんのメッセージが書かれていて、胸が詰まりました。

二年五カ月が経過しても、福島第一原子力発電所の放射能汚染水の問題は極めて深刻な事態に立ち至っています。放射能で汚染された地

下水が海に流出し、タンクから高濃度の汚染水が漏れ出す事態が相次ぎ、放射能汚染の拡大を制御できない非常事態になっています。状況はコントロールされているという安倍内閣総理大臣の発言に、東京電力からは、外洋流出は否定できない、被災地からは、本当に腹立たしいという怒りの声が広がっています。日本共産党は、十七日、汚染水の抜本的解決を最優先に据え、英知と総力を結集し放射能汚染の危機打開の緊急提言を発表いたしました。放射能で海を汚さないことを基本原則にすべきだと思えます。

避難所で懇談したとき一人の女性が、政府は原子力発電所を再稼働させるためにヨウ素を配布するというが、それを飲んだら、その後、私たちのような暮らしが待っている、このことを知ってほしい、原子力発電はやめて自然エネルギーに転換してほしいと言われました。九月十五日で関西電力大飯原子力発電所も停止し、再び原発ゼロになりました。私は二〇一一年の七月、震災直後の経済労働委員会で、原子力発電所事故が起き、これまでエネルギーは国の施策だったが、県として再生可能エネルギーを考えるべきではないかと提案いたしました。原子力発電をやめて再生可能エネルギーへ転換するべきだと思えます。

県では今年度からエネルギー政策課が設けられ、エネルギービジョンを推進されていますが、県の再生可能エネルギー導入に向けた取り組み状況について伺います。

また、奈良県にも福島県から九十八名が避難されています。健康被害を心配されていますが、奈良県に内部被曝検査のホールボディカウンターはなく、前回質問したときも、機械を購入する計画はないということでしたが、一日も早く内部被曝検査ができるよう、検査体制の整備を要望いたします。

次に、東朋香芝病院問題と地域医療について知事に伺います。

香芝市にある東朋香芝病院二百八十八床が、平成十九年十一月分から平成二十一年十一月までの間、七十二時間ルールを守らず、入院基本料を不正請求していたことを主な理由として、六月二十日、保険医療機関の指定取り消し処分が国から出されました。七十二時間ルールとは、十対一の入院基本料を請求するための看護師の夜勤の平均時間の規定です。十月一日、保険診療が取り消される見通しの中で、地域から医療機関の存続を求める声が上がりました。東朋香芝病院は、人口約三十八万人を抱える奈良県の中和医療圏で、年間約二千二百人の救急搬送の受け入れを続け、新規入院も月間百二十人ほど受け入れております。また、脳外科関連の手術件数は県内トップクラスを誇り、職員も三百五十人が働いています。地域の救急医療を担ってきた同病院の保険指定取り消しによる地域への影響を考え、周辺自治体首長か

らは、救急医療体制に空白が生じないように、また地元住民からも、同じ場所での診療継続を求める要望が県に提出されました。

一方、病院側は、処分を不服として大阪地方裁判所にこの処分の取り消しを求めるとともに、十月一日からの取り消しの執行停止の申し立てを行いました。このうち執行停止の申し立て部分によって病院側の訴えが認められ、国側は即時抗告を見送りました。これによって十月一日以降も保険診療が続けられることになりましたが、地元住民には今後の医療がどうなるのかという心配が広がっております。保険医療機関指定取り消し処分を受けると、原則五年間再指定されず、保険診療ができなくなります。地域医療に与える影響は甚大です。県は六月下旬、今後の病床数の不足を想定して後継法人を公募し、九つの医療法人が名乗りを上げ、二つの医療機関が新たな医療機関の事前協議書を提出しております。

そこで、知事に伺います。東朋香芝病院の後継病院について、公募により選定作業中とのことですが、今後の見通しをお聞かせください。

次に、駅の無人化問題について知事に伺います。

県内にある駅の無人化がふえ続けています。JRと近鉄を合わせて百二十五駅ある中で、近鉄の路線では二〇一〇年に二駅だったものが、二〇一一年には近鉄田原本線の六駅が一斉に無人化されるなど、十二駅になり、さらに二〇一二年には六駅が無人で、既に十八駅が無人化になっていきます。JRも三十二駅中、既に十五駅が無人駅です。今回明らかになった、近鉄における駅の無人化では、大阪線では大福駅、室生口大野駅、三本松駅、橿原線では石見駅、南大阪線では二条神社口駅、当麻寺駅、磐城駅、浮孔駅、橿原神宮西口駅の九駅になり、十二月下旬に実施することが予定をされております。これらが実行されますと四十二駅になり、奈良県内の駅の三分之一が無人化になってしまいます。無人ではないが、日勤時間帯しか駅員が配置されていない駅もあり、浮孔駅では、駅員がいない時間に駅構内の踏切で車が立ち往生して、近隣住民からは駅員の配置を望む声が寄せられています。中でも石見駅では、自治会を通して現在七千人もの署名が集められていると聞いております。

既に無人化されている駅では、遠隔装置のインターホンでは高齢者や障害者の方が聞き取りにくい、車椅子の場合は予約を入れて、ほかの駅から係員が到着するまで電車に乗れない。対応策としては有人駅からの制御や監視を行うことになってはいますが、駅係員が別の業務を行いながらするため、遠隔制御、監視システムの故障や誤作動、券売機や改札機の誤作動緊急時に間に合わないなど、利便性や安全性で大幅な低下を招いております。地元の箸尾駅では、広陵町で唯一の鉄道

駅ですが、既に無人になっておりまして、大和広陵高等学校では部活で遅く帰る男子高校生が、夜一人で駅舎に入るのが怖い、佐味田川駅を利用する女性は、トイレで襲われたら怖いなどの声も聞いております。馬見丘陵公園の最寄り駅でございます池部駅も無人で、観光に来た人が道を聞きたくても誰もいない状態です。今後、県は中南和地域の観光振興を進めようとされておりますが、駅は大事な役割を果たす場所です。

バリアフリー新法では第一条で、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを定めております。今後ますます高齢化が進み、利用者が減少する中で、駅という公共施設が企業のコストだけで無人化されていくことは問題です。

九月三日の市町村長サミットで、政策研究大学院大学特別教授の森地氏は外国の例を紹介され、国の規制緩和でバスや航路の路線がなくなることを防ぐために、幾らの補助金があれば路線の存続やサービスを向上させることができるかを入札することによって路線を守っている例を紹介されました。また、質問に答えていただきまして、全国では、無人化されているところは、地元の自主管理、シルバーの活用、コンビニエンスストアと兼ねるなど工夫がされていることも紹介をいただきました。今、駅員がいるところでも、ホームで駅員を見かけることはほとんどありません。近畿日本鉄道株式会社では大阪にあべのハルカスという巨大商業施設をつくりましたが、その一方で、本業の鉄道部門において安全性が確保されていない駅員の無配置化は問題です。

そこで、伺います。駅の人の配置は法的には何ら定めがなく、県は国に対して、公共交通事業者に全ての利用者の円滑な利用や安全・安心の観点から、駅には人の配置を義務づける法的整備を行うように求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、奈良県内で駅を利用されている人が安心して利用できるよう、今回の近鉄の駅係員無人化計画については、県から撤回を求めるべきではないでしょうか。

次に、生活保護制度における医療扶助の通院移送費につきまして、健康福祉部長に伺います。

生活保護で医療扶助を受け、通院が必要な場合は、それにかかる通院交通費が給付されることになっております。ところが、そのことを知らない人が多く、先日も、交通費が支給されることを全く知らず、生活費の中から工面するため通院も大変だという相談をいただきました。また、申請しても、いろいろな理由を言われて支給されないなど、担当者の認識もばらばらです。これを受けるには、要保護者が移送費を

申請すれば支給されるということを知っていて初めて事前申請などの給付手続が可能です。県は、認められるべき必要な交通費が支給されていないということがないように、福祉事務所に通院移送費の制度の内容を周知徹底すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、学童保育につきましてこども・女性局長にお伺いします。

共働きや母子家庭、父子家庭などがふえ、働くことと子育てを両立したい、安心して子どもを預けられる学童保育所が欲しいという声が増えています。二〇一二年の八月、子ども・子育て関連三法が成立いたしました。学童保育については制度が大きく変わることになりました。国として初めて学童保育の基準を法令で決め、市町村も条例で学童保育の基準を定めることとなります。これは画期的なことですが、その一方で、財源となる交付金の交付は国から市町村への交付になり、市町村は学童保育を含む地域子ども・子育て支援事業の計画を策定し、それに基づいて交付金が出ることとなります。

学童保育は、共働きやひとり親家庭等の小学生が放課後の時間を、学校のない土曜日や長期休暇は朝から一日過ごす施設であり、家庭と同じように過ごせる生活の場になっています。子どもたちが、ただいまと帰れば、お帰りと迎えてくれます。小学校低学年の児童が学校で過ごす時間は年間百九十八日、千二百二十一時間、一方、学童保育で過ごす時間は、小学校で過ごす時間より四百六十時間も多い千六百八十時間程度の時間を過ごしています。今年度、県内の学童保育所の数は二百五十四カ所、児童数は一万七百人となっておりますが、ふえたとはいえ、まだまだ潜在的な待機児童は全国で五十万人いると言われていています。

国民生活基礎調査によれば、小学校一年生から三年生の子どもの四割のお母さんが六時間以上の勤務をしていることとなります。奈良県に当てはめれば、一年生から三年生までの児童数三万三千八百五十八人、その四割、一万三千五百四十三人の母親が一日六時間以上働いていることとなりますが、学童保育に来ている低学年の子どもは八千四百五十二人で、五千九十一人が学童保育を必要としながら利用できていないこととなります。北葛城郡四町に伺いましたところ、三月に保育園を卒園した子ども三百五十一人に対して、四月から学童保育に入所された一年生は二百七十九人で、七十二人の差があることがわかりました。奈良県の女性就業率全国ワーストワンにも影響を及ぼしているのではないかと思います。

新制度においては、学童保育の対象は六年生まで拡大されましたので、潜在需要はもっとふえていると思います。ひとり親家庭で勤務の都合で迎えに行けない、学童の利用料が負担できないなどさまざまな

理由で、一番必要な子どもが利用できない実態は改善が必要です。また、一カ所当たりの学童保育の人数九人以下が七施設あり、県の独自支援をすべきと考えますが、いかがでしょうか。さらに、七十一人以上の大規模施設はまだ十五カ所もあります。子どものロッカーを置く場所がない、ぐあいの悪い子どもが休む場所がなく、テーブルで囲った真ん中で寝かされているのを見たこともあります。早急に改善が必要です。

学童保育にとって重要なものは指導員さんの果たす役割です。奈良自治体労働組合総連合が行いました指導員の労働条件アンケートでは、非正規雇用が九六％でした。時給八百円で四時間働いても月に七万円、パートで六カ月の短期雇用だから年次有給休暇もないと言われて、三年、四年と働いている。保育所、幼稚園、学校と同じように子どもを指導し、保護者との対応、障害児の受け入れなど、責任の重さは変わらないのに、平日の時間が短いだけで全く待遇が違くと怒りを覚える、学童保育で働いていると胸を張って言える雇用体制になってほしいと、切実な声が寄せられています。またスキルに関しては、二割の人が教員や保育士の資格がありません。放課後児童指導員等資質向上事業が学童保育の指導員に関する都道府県事業になっています。山形県では、全ての指導員に研修を受けてもらうために、研修で現場を離れる間の代替指導員の給与保障を県が行い、スキルアップを行っています。

学童保育が、新制度における市町村の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた今こそ、奈良県でも、安心して子どもを預けられる学童保育にするために、ニーズに合う体制整備や、指導員のスキルアップ、処遇改善などを進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、農林部長に、源流を守るための森林の保全についてお尋ねをいたします。

紀伊半島大水害から二年がたちました。二年前の八月三十日、九月五日までの総降水量は広い範囲で一千ミリメートルを超え、一部の地域では二千ミリメートルを超えるなど、記録的な大雨になりました。降り続いた雨はかつてない雨量になり、山が崩れ、川をせきとめ、あふれ出した水は山津波になって家を流し、命を奪い、いまだに行方不明者が十人もおられる大災害になりました。復旧・復興が関係者の努力によって進んでいることに感謝しておりますが、仮設住宅ではいまだに八十二世帯百六十四名が生活を余儀なくされており、一日も早い住宅建設を願うところです。

一昨年 of 十二号台風はかつてない降雨を奈良県にもたらしましたが、あれから二年、全国各地で異常気象による大雨による洪水や土砂災害が起き、先日も台風十八号のもたらした豪雨で県下各地に被害が発生

しています。当日、太田議員と五條土木事務所、吉野土木事務所、高田土木事務所を回りましたが、職員の皆様が泊まり込みで体制をとり頑張っておられる姿に感銘いたしました。

九月五日、紀伊半島大水害復旧・復興シンポジウムでは、世界の中で自然災害はアジアが最も多く、日本でも多発しているとのことでした。災害の多い日本では、江戸時代に木が切り尽くされ、災害が発生したために、土砂留奉行を置いて山川掟の令を出しました。それは木を切ることを禁止し、川の周囲に木がなく土砂が流れ出しているところは周辺に植林をせよなどとされていたことが紹介されました。適切な森林管理を怠れば土砂の流出を招きます。現在、紀伊半島大水害で被災した地域は土砂災害の復旧に取り組まれておりますが、十二号台風では土砂崩壊箇所が千八百カ所に対し、治山事業で取り組まれたところは七十六カ所、山肌がむき出しの放置されたままの森林が各地にあり、土砂流出を防ぐ対策が必要です。

ところで、吉野川の源流に位置する三之公は、吉野川の二大源流に当たる北又川の最大支流、三之公川流域の地域で大台ヶ原の北側に位置しています。平成七年、平成八年に三百二十ヘクタールの森林が伐採され、その後植林もされず天然更新で行われておりますが、山が荒れ、土砂が河原を埋め尽くし、源流とは思えない状況で、川上村では、村がまだ手つかずの原生林七百四十ヘクタールを買い取って保全に努めています。来年は、全国豊かな海づくり大会が奈良県で開催されますが、吉野川の源流を守ることは奈良県の水や豊かな海を守ることにあります。吉野川の源流に位置する三之公を公的に買い上げ、山を守るべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

◎知事（荒井正吾）（登壇）二十九番今井議員から私に三問、質問がございました。

第一問は、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組み状況についてのご質問でございます。

本年三月に策定いたしました奈良県エネルギービジョンでは、再生可能エネルギー等の普及拡大を三本柱の一つに位置づけております。再生可能エネルギーの導入目標は、設備容量ベースで平成二十七年度末までに十五万五千四百九十七キロワットとしております。これは平成二十二年度比の二・七倍に相当いたします。五年間で二・七倍にふやすという計画でございます。本県の地理的条件などから、太陽光発電、小水力発電、バイオマスの利活用を重点的に進めていきたいと考えております。

再生可能エネルギー導入に向けた県の取り組み状況につきましては、太陽光発電では、家庭用太陽光発電の設備設置に対する補助を昨年度から実施いたしました。好評でございましたので、今年度は五百件増の一千五百件の補助を行う予定でございます。また、国の固定価格買い取り制度を最大限活用するため、民間事業者間での土地や屋根貸し等を行うマッチング支援事業を今月から新たに実施をしております。次に、小水力発電につきましては、地域振興に役立つ小水力発電の導入を支援するため、市町村やNPOなどに対する導入調査補助制度を創設し、六カ所から申請がありました。また、山添村の上津ダムでは、農業施設を活用した小水力発電設備の整備に対する支援も行っています。さらに、バイオマスの利活用でございますが、御杖村などの県有林の間伐材を利用した木質ペレットについて、木材搬出コスト低減や採算性確保などの課題解消に向けた実証実験を進めているところでございます。

先日の中村議員の代表質問にもお答え申し上げましたが、国では、年内にエネルギー基本計画を策定される予定でございますが、再生可能エネルギーの最大限の導入を重要課題の一つにされると聞いております。今後、県では、国の支援制度などを活用するとともに、民間活力の積極的な導入を図りながら、再生可能エネルギーの導入を加速化し、エネルギービジョンの推進を図っていく所存でございます。

第二問目は、東朋香芝病院問題の今後の見通しについてのご質問でございます。

東朋香芝病院は、議員お述べのように、入院基本料不正請求の行為があり、去る六月二十日に保険医療機関の指定が国により取り消されました。保険適用による診療継続が危うくなっているわけですが、病院側の申し立てに基づく裁判所の決定により、十月以降も、第一審判決言い渡し後六十日が経過する日まで保険診療が可能となっております。これは裁判所が国の保険医療機関指定取り消し処分自体を取り消したわけではなく、暫定的な措置であって、東朋香芝病院の診療継続が不可能になり、地域医療に空白の生じる可能性が高いというふうに考えております。このような状況のもと、東朋香芝病院を運営する法人が、病院の土地・建物等の権利や雇用契約関係も含めて、丸ごと自身のお息のかかった別の法人に事業譲渡することが計画されているようでございます。一方、当該病院を、県の公募に応じようとした法人には貸すことも売ることもしないと明言されています。このようなことは問題とすべき点があると考えております。

まず当事者間の話し合いだけでの病院の譲渡であれば、看板のかけかえにすぎないということになり、保険医療機関の指定取り消しまで

至った悪い経営体質は改善されず、国の重い処分が実質無効になってしまふということをございます。また、新しく医療を提供される病院は、できるだけ良質な医療を提供していただきたいと思ひます。新しい病院がどのような医療を提供するかは、地域にとって大変重要な問題であります。したがって、民間当事者間だけで病院の譲渡が決められ、国の処分がなされた病院が自分の息のかかった病院に後継指名をすることは、地域の良質な医療の確保という観点から見ても適当ではないと考えております。

このような場合の取り扱いとして、本県では、病院の開設等に関する指導要綱で、後継の病院を公募により決定することとしております。公募では、救急医療の確保を条件とするとともに、現在、病院を利用されている方々への配慮などを、より高い評価項目としたところをございます。また、公募の効果として、新しい参入により良質な医療サービスの提供も期待できると考えているところで、現在、二つの県内法人から計画を提出していただひており、慎重に審査をしているところです。存続が危うくなっている現東朋香芝病院の穴を埋める病院の確保については、訴訟の結果を待つて対応するのでは、地域の医療サービスの確保に事欠くことも予想されます。このため、地域住民の方々に安心していただけるよう、早期に医療を引き継いでくれる病院を確保できるよう対応してまいりたいと考えております。

次のご質問は、駅の無人化問題についてのご意見とご質問でございます。近鉄の橿原線の各駅の課題、最近発生した課題についての問題でございます。

鉄道事業法などの現行法では、鉄道駅における駅員の配置については、鉄道事業者の経営判断に委ねられております。議員お述べのとおり、鉄道駅の無人化は、県民の利便性をはじめ、安全や防犯の面など地域とかかわり合いが深いものでございます。このようなケースに対し、県は、鉄道事業者に対し何ら許認可権限を有しておりません。駅の無人化計画につきましては、その実施に対して十分な理解が得られるよう、関係地域への十分な説明を行うよう、本年七月に近畿日本鉄道株式会社に文書で申し入れを行いました。その後、駅の無人化の関係地域の市町村長から同社に対し、地元住民への説明会の開催を求めたり、駅の無人化撤回を求める要望書を提出する動きがあり、県においてもこの八月に改めて同社に対し、関係地域への十分な説明と理解を得るよう、また、その状況を県に報告するよう文書で求めたところをございます。県といたしましても、今後も引き続き事態の推移と状況の把握に努めるとともに、地域の意見や要望に誠意をもって対応するよう、同社に対して強く働きかけてまいりたいと考えています。

また、鉄道駅は地域のまちづくりにとっても欠かせないものがございます。しかし、奈良県では鉄道駅が地域のまちづくりに十分な役割を果たしている状況にあるとは言えないと思っております。鉄道事業者には、地域振興に役立つ鉄道との意識を強く持ってもらいたいと思っておりますし、市町村においても、今後、駅を含めた地域の活性化を図るため、地域として何ができるのかについて検討していただくことが必要と考えております。

答弁は以上でございます。失礼いたします。

◎健康福祉部長（江南政治）（登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、生活保護制度における医療扶助の通院移送費について、県は、認められるべき必要な交通費が支給されないということがないように、県内の福祉事務所に通院移送費の制度の内容を周知徹底すべきと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

生活保護制度におきましては、医療扶助として医療を提供しております。生活保護指定医療機関での一般診療の受診や入院給食費をはじめ、歯科診療や薬局での調剤等が給付の対象となるほか、お尋ねの通院時の移送費につきましても対象となっております。移送費が給付される場合は、受診する医療機関について、原則として被保護者の居住地に比較的近距离に所在する医療機関に電車やバス等によりまして受診する場合が基本となります。ただし、被保護者の方の傷病・障害等の状況によりまして、例えば、専門的治療が必要な場合は適切な医療機関への受診が認められますし、電車・バス等の利用が著しく困難な場合は他の交通手段による交通費も認められることとなっております。

移送にかかる給付は、被保護者からの申請に基づきまして、福祉事務所において、給付要否意見書により主治医の意見を確認し、個別にその内容を審査して必要性を判断し、給付の対象となります医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとなっております。また、移送費の給付は、交通費等の負担が医療機関への受診を阻害することを防ぎ、必要な医療を確保するために定められた制度であります。したがって、適正に給付される必要があると認識をしております。必要な移送費が適切に給付されますように、県内福祉事務所に対しまして、県が実施をいたします生活保護法施行事務監査において、移送費について被保護者への周知を図るよう指導いたしますとともに、福祉事務所職員を対象としました研修や査察指導員会議において制度の一層の周知・理解を図りまして、引き続き、

法に準拠した適切な事務執行を指導してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

◎こども・女性局長（西岡史恵） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、学童保育について、安心して子どもを預けられる学童保育にするために、ニーズに合う体制整備や、指導員のスキルアップ、処遇改善などを進めるべきと考えるが、どうかとお尋ねでございます。

放課後児童クラブは、通称学童保育と言われていますが、本県では平成二十年度からの五年間で、クラブ数は五十カ所増加し二百五十四カ所となり、利用登録児童数も六百七十五人増加し一万七百人となっています。県では市町村に対しまして、クラブの運営費とともに、創設や大規模クラブの分割など施設整備に対しても補助をしております。なお、七十一人以上の大規模クラブにつきましても、適切な人数規模で運営していただくために、引き続き市町村に対しましてクラブの分割を働きかけてまいります。

また、指導員のスキルアップにつきましても、子どもの育ちに関して専門的な知識や技術が必要なことから、県では従来から、指導員の資質向上のための研修を実施しております。今年度は、特別な支援を必要とする子どもへのかかわり方や児童虐待の早期発見と未然防止など、実践的なテーマで研修を実施しており、今後も研修の充実に取り組んでまいりたいと考えております。一方、指導員の処遇改善に関しましては、従来から国に対しまして運営費の補助基準の引き上げ等を要望しており、今年度は、指導員の研修受講費用等が新たに補助対象費用に加えられ、補助基準額が増額されました。

なお、放課後児童クラブは子ども・子育て支援新制度の中に位置づけられ、現在国におきまして、職員の資格や配置人数など、クラブの設備や運営に関する基準が検討されているところです。この検討状況を注視いたしますとともに、適宜、充実に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。放課後児童クラブは、児童の健全育成対策並びに仕事と子育ての両立支援として重要な役割を担っておりますことから、県では引き続き、市町村と連携し充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎農林部長（福谷健夫） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、源流を守るための森林の保全について、吉野川の源流に位置する三之公を公的に買い上げ、山を守るべきと考えるが、どうかというご質問でございました。

来年の秋に開催をされます第三十四回全国豊かな海づくり大会やまとのテーマが「ゆたかなる森がはぐくむ川と海」と決定されましたように、川の源流である森林を守ることは重要であることと認識をしております。

議員お述べの三之公につきましては、平成七年から平成八年にかけて天然林を皆伐したものでございます。元来原生林であることから、植栽などの人的関与を行わず、天然更新による森林再生が期待をされており、現在はその途上にあると認識をしております。しかしながら、谷筋におきましては更新が思うように進まず、土砂流出の発生源になっている箇所も見受けられます。

源流の山を守る、すなわち森林の管理につきましては、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例に規定をしておりますように、まずは森林所有者の責務であるというふうに考えております。しかし、このような土砂流出を防ぐため、森林が持つ公益的機能を適正に維持する観点から、治山事業による公的関与も行っていることも事実でございます。現在、川上村におきましては県に対し、当該地域の治山事業実施を要望するとともに、事業実施の前提となる保安林指定の承諾を森林所有者にお願いしているところでございます。県といたしましても、当該地域における対応としては、まず保安林に指定をした上で、治山事業の実施について検討をしたいというふうに考えております。

なお、議員からご提案のありました公有林化については、森林を公有化する必要性、緊急性がどういう事情であるのか、何のために公有化するのか、さらに、どのような範囲の森林を公有化するのかなど、慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎知事（荒井正吾） 最初の、自給率を上げるのを、自給自足ができるのではないかというご意見でございますが、奈良県の自給率は、今ちょっと覚えている数字は一八％か、大変低いものであったように思いますので、自給自足は大分努力が要るなというか、ほとんど難しいなという印象を、かつての数字で思っておりました。その自給自足を目指すのではなく、それは困難だということを認識しながら、自給率を上げるという方向で努力をするというふうに今のところ思っております。

それから、駅の無人化につきまして、公共交通を利用するということは、これはバスも同じでございますけれども、奈良県公共交通条例をつくっていただきまして、鉄道・バスのような乗り合いの輸送手段の利用をどのように、これは今後高齢化社会の中で、利用しやすく、また、いいように利用していただけるかという課題がございます。今までの鉄道事業者は、民営で最低限の規制で事業ができるようになってきた日本独特の、私鉄という日本独特の制度でございますが、一方、ヨーロッパのように全て公営交通というのと、またちょっと趣が違います。私鉄のいいところも十分あるわけでございますので、私鉄経営を前提に公共的目的をどのような仕組みで達成していただけるかというシステムの課題が、まだ解決すべき課題が残っているように思います。事は単純でないように、バスの場合も鉄道の場合も単純でないように思っております。国土交通省でも公共交通のあり方、国と県、市町村の権限、役割のあり方について議論が行われているようでございますので、その議論の進捗を注目しております。県として考えるべきいいアイデアがあれば、そのような議論、有識者の議論を参考にしていきたいと今、思っているところでございます。